

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議の公開に関する規則（案）

平成25年12月24日

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会決定

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会設置要綱（平成25年11月28日決定）3（4）の規定に基づき、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第一条 福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第二条 福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会事務局の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議を傍聴することができる者は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者とする。それ以外の者は、会場の制約により受け付けない。ただし、座長の許可があった者については傍聴を許可する。

2 前項の登録を受けた者は、座長の許可する範囲において、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。その際、事務局の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 座長は、傍聴人が、本規則に違反する行為をしたときは、退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第三条 座長は、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議において配付した資料を公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第四条 座長は、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の会議の議事録を作成し、これを公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会の決定の日（平成25年12月24日）から施行する。

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会 設置要綱

平成 25 年 1 1 月 2 8 日
福島県双葉郡双葉地区教育長会決定

1. 趣旨

東日本大震災・原発事故からの避難という厳しい状況に直面した双葉郡町村の子どもたちが、主体的にふるさとの復興を担う「生き抜く力」を身に付けるためには、魅力ある学校づくりをはじめとした双葉郡ならではの復興教育を進めることが必要であることから、福島県双葉郡双葉地区教育長会が主催し、国、県、大学等の関係機関の協力も得つつ、「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化に向けて、双葉郡の教育全般の進め方及び多様な主体との連携や子供たち及び住民の絆づくりのための具体的方策等について、中長期的視点から協議を行う「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化の推進等
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 協議の主催は、福島県双葉地区教育長会とする。
- (2) 協議会の委員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長が必要と認めるときは、別紙の委員に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。
- (4) 協議会は原則公開とし、公開範囲は公開規定に則り座長が決定する。また、座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (5) 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

4. 実施期間

当協議会は平成 25 年 7 月 31 日にとりまとめられた「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化をし、その後の協議会のあり方については必要に応じて検討する。

5. その他

協議会の庶務は、福島県双葉郡双葉地区教育長会が決定する福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会事務局において、福島大学、文部科学省及び福島県教育委員会の協力を得つつ処理する。

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会 委員名簿

H25. 11. 28 現在

(敬称略、計 15 名)

委 員

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ○ 武 内 敏 英 | 福島県双葉郡大熊町教育委員会教育長 |
| 猪 狩 省 造 | 福島県双葉郡葛尾村教育委員会教育長 |
| 高 橋 尚 子 | 福島県双葉郡檜葉町教育委員会教育長 |
| 畠 山 熙一郎 | 福島県双葉郡浪江町教育委員会教育長 |
| 林 志 信 | 福島県双葉郡富岡町教育委員会教育長職務代理者 |
| 芦 川 鋭 章 | 福島県双葉郡広野町教育委員会教育長 |
| 秋 元 正 | 福島県双葉郡川内村教育委員会教育長 |
| 半 谷 淳 | 福島県双葉郡双葉町教育委員会教育長 |
| ◎ 中 田 スウラ | 福島大学人間発達文化学類教授 |
| 荒 井 優 | 公益財団法人東日本大震災復興支援財団専務理事 |
| 杉 昭 重 | 福島県教育委員会教育長 |
| 大 木 高 仁 | 文部科学省大臣官房審議官 (生涯学習政策局担当) |
| 藤 原 誠 | 文部科学省大臣官房審議官 (初等中等教育局担当) |
| 齊 藤 馨 | 復興庁原子力災害復興班参事官 |
| 高 橋 直 人 | 復興庁福島復興局次長 |

(◎ : 座長、○ : 副座長)